

大鰐町障害者活躍推進計画の取組状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第6項の規定に基づき、令和5年度における町長部局の障害者活躍推進計画の取組状況を下記のとおり公表する。

1 目標に対する達成度

●採用に関する目標

在籍する雇用障害者数が前年度を下回らない。

⇒雇用障害者数は、前年度からの変動なし。※雇用障害者数が少数のため、人数は非公表としている。

●定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

⇒障害者の離職者はなし。

2 具体的な取組の実施状況

●総務課長を障害者雇用推進者として選任済み。

●相談窓口を総務課に設置済み。（相談件数0件）

●負担なく遂行できる職務を選定し、職員を配置済み。当該職務について、遂行が困難となった旨の相談は受けていない。

●人事評価面談の際に、必要な配慮等の有無について把握するよう努めた。

●下記の取扱いを行わないよう注意した上で、非常勤職員の募集を行った。

- ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
- ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
- ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
- ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
- ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

●令和5年度大鰐町障害者就労施設等優先調達方針に基づき、障害者就労施設等からの物品等の優先的な調達に努めた。